

運 営 規 程

おかもと訪問看護ステーション宝塚第二 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 株式会社おかもとが設置するおかもと訪問看護ステーション宝塚第二(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 5 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 6 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 7 前6項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第 3 条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前 5 項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成 24 年兵庫県条例第 4 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第 4 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第 5 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 名 称 おかもと訪問看護ステーション宝塚第二
- （２） 所在地 兵庫県宝塚市向月町 19 番 5 号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 6 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- （１） 管理者 看護師 1 名（常勤職員、看護職員と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- （２） 看護職員

看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

- （３） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

相当数（必要に応じて雇用する）

看護師の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１） 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く。
- （２） 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。
- （３） サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分とする。
- （４） 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第 8 条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

第 9 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 127 号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| (1) 事業所から片道 10 キロメートル未満 | 0 円 |
| (2) 事業所から片道 15 キロメートル未満 | 1000 円 |
| (3) 事業所から片道 20 キロメートル未満 | 2000 円 |
| (4) 事業所から片道 20 キロメートル以上 | 2500 円 + 有料道路料金 |

4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問看護〔指定予防訪問看護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、宝塚市・伊丹市・尼崎市の区域とする。

(衛生管理等)

第 11 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 指定看護事業者〔指定介護予防訪問看護〕は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果を看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 13 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が_____記載された事故の発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者等に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 2 事業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
 - 4 事業者は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問

若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業者は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

- 第15条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第5号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的は利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得ることとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 事業所は、利用者の3権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - （2）虐待防止のための指針を整備すること。
 - （3）虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - （5）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （6）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 .

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上、定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（身体的拘束等の適正化の推進について）

- 第18条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 身体的拘束等を行う場合とは、以下の3要件すべてを満たす状態をいう。

【切迫性】 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【非代替性】 身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと

【一時性】 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(研修による計画的な人材育成)

第19条 事業者は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価及び改善並びにその結果の公表)

第20条 事業者は、その提供する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(暴力団等の影響排除)

第21条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けない。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、当該サービスが完了した日から5年間保存するものとする。

3 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社おかもとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。